

○伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年11月 1 日

規則第133号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例(平成20年伊佐市条例第172号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、十曾青少年旅行村(以下「旅行村」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(令4規則26・一部改正)

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により旅行村の施設(以下「施設」という。)の利用の許可を受けようとする者は、十曾青少年旅行村利用許可申請書兼使用料減免申請書(様式第1号)を利用しようとする日の3日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が施設の管理上特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(令元規則10・令4規則26・一部改正)

(利用の許可)

第3条 市長は、施設の利用を許可したときは、十曾青少年旅行村利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

2 施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設を利用する際に常に許可書を携行しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、十曾青少年旅行村利用許可申請書兼使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(令元規則10・一部改正)

(使用料の返還)

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、十曾青少年旅行村使用料返還申請書(様式第3号)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(令元規則10・令4規則26・一部改正)

(利用の取りやめ)

第6条 利用者は、施設の利用を取りやめたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(行為の禁止)

第7条 旅行村においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公告又は宣伝のための張り紙等をすること。
- (2) 多量のガソリン、油類その他これらに類する危険物を扱うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の定める行為

(令元規則10・一部改正)

(損壊等の届出)

第8条 利用者は、その使用により施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(指定管理に係る読み替規定)

第9条 条例第2条ただし書の規定により旅行村の管理を指定管理者に行わせる場合は、

第2条及び第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第3号までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(令4規則26・追加)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、旅行村の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令4規則26・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大口市十曾青少年旅行村管理運営規則(昭和48年大口市規則第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月30日規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月26日規則第31号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(令和元年9月26日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則(以下「新規則」という。)の規定によるそれぞれの施設を供用するために必要な行為は、この規則の施行の日前においても、新規則の例により行うことができる。

附 則(令和3年6月29日規則第26号)

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和4年12月22日規則第26号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条、第4条関係）

十曾青少年旅行村利用許可申請書兼使用料減免申請書

年 月 日

伊佐市長 様

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

次のとおり施設の利用を申請します。

| 利用日時 | 月 日 時から 泊 日 時まで | 区分 | 男 | 女 | 計 |
|------|--------------------|-------|---|---|---|
| | | 一般 | 人 | 人 | 人 |
| | | 高校生以下 | 人 | 人 | 人 |
| | | 未就学児 | 人 | 人 | 人 |
| | | 計 | 人 | 人 | 人 |

利用施設明細

| 種別 | 単価 | 数量 | 日数 | 使用料 | 種別 | 単価 | 数量 | 日数 | 使用料 |
|------------------|---------|----|----|-----|-------------------|---------|----|-----|-----|
| 管理棟温水シャワー | 100 円 | 回 | | 円 | 菜園コロニー | | | 時間 | |
| テントサイト (5人まで) | 500 円 | 張 | 日 | 円 | テント(大) | 3,000 円 | 張 | 日 | 円 |
| テントサイト (6人以上) | 800 円 | 張 | 日 | 円 | テント(中) | 2,000 円 | 張 | 日 | 円 |
| 常設テント | 2,000 円 | 張 | 日 | 円 | テント(小) | 1,000 円 | 張 | 日 | 円 |
| パンガロー(大) | 4,000 円 | 棟 | 日 | 円 | 毛布 | 300 円 | 枚 | 日 | 円 |
| パンガロー(小) | 2,000 円 | 棟 | 日 | 円 | まくら | 50 円 | 個 | 日 | 円 |
| 十曾森林コテージ | 9,000 円 | 棟 | 日 | 円 | 炊飯用具 | 500 円 | 組 | 日 | 円 |
| 十曾フレンドハウス | 200 円 | 時間 | | 円 | 薪 | 200 円 | 束 | | 円 |
| 芝生広場照明施設 | 800 円 | 時間 | | 円 | バーベキュー セット | 500 円 | 組 | 日 | 円 |
| わらの家 | | 時間 | | | 電動アシスト自転車 | 500 円 | 台 | 2時間 | 円 |
| 五右衛門風呂 | | 時間 | | | 電動アシスト自転車 (延長) | 200 円 | 台 | 時間 | 円 |
| ※合計 | | | | | | | | | 円 |

伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定により申請します。

| |
|----------|
| 使用料減免の理由 |
|----------|

使用料は次のとおりです（ただし、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）。

| ※施設使用料 | ※減免の内容・金額 | ※使用料合計 |
|--------|-----------|--------|
| 円 | 免除・減額(円) | 円 |

※印の欄は記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

十曾青少年旅行村利用許可書

年 月 日

様

次のとおり施設の利用を許可します。

伊佐市長

印

| 利用日時 | 月 日 | 時から 泊 日 時まで | 区分 | 男 | 女 | 計 |
|------|-----|-------------------|-------|---|---|---|
| | | | 一般 | 人 | 人 | 人 |
| | | | 高校生以下 | 人 | 人 | 人 |
| | | | 未就学児 | 人 | 人 | 人 |
| | | | 計 | 人 | 人 | 人 |

利用施設明細

| 種別 | 単価 | 数量 | 日数 | 使用料 | 種別 | 単価 | 数量 | 日数 | 使用料 |
|------------------|---------|----|----|-----|-----------|---------|----|-----|-----|
| 管理棟温水シャワー | 100 円 | 回 | | 円 | 菜園コロニー | | | 時間 | |
| テントサイト (5人まで) | 500 円 | 張 | 日 | 円 | テント(大) | 3,000 円 | 張 | 日 | 円 |
| テントサイト (6人以上) | 800 円 | 張 | 日 | 円 | テント(中) | 2,000 円 | 張 | 日 | 円 |
| 常設テント | 2,000 円 | 張 | 日 | 円 | テント(小) | 1,000 円 | 張 | 日 | 円 |
| パンガロー(大) | 4,000 円 | 棟 | 日 | 円 | 毛布 | 300 円 | 枚 | 日 | 円 |
| パンガロー(小) | 2,000 円 | 棟 | 日 | 円 | まくら | 50 円 | 個 | 日 | 円 |
| 十曾森林コテージ | 9,000 円 | 棟 | 日 | 円 | 炊飯用具 | 500 円 | 組 | 日 | 円 |
| 十曾フレンドハウス | 200 円 | 時間 | | 円 | 薪 | 200 円 | 束 | | 円 |
| 芝生広場照明施設 | 800 円 | 時間 | | 円 | バーベキュー | 500 円 | 組 | 日 | 円 |
| わらの家 | | 時間 | | | セット | | | | |
| 五右衛門風呂 | | 時間 | | | 電動アシスト自転車 | 500 円 | 台 | 2時間 | 円 |
| | | | | | (延長) | 200 円 | 台 | 時間 | 円 |
| 合計 | | | | | | | | | 円 |

次のとおり減免を許可します。

| | |
|----------|--|
| 使用料減免の理由 | |
|----------|--|

使用料は次のとおりです（ただし、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）。

| 施設使用料 | 減免の内容・金額 | 使用料合計 |
|-------|----------|-------|
| 円 | 免除・減額(円) | 円 |

許可条件

- 1 利用のときは、この許可書を常に携帯し、係員が求めたときは提示してください。
- 2 建物、設備、用具等を破損したり、滅失したときは賠償しなければならない。

様式第3号(第5条関係)

十曾青少年旅行村使用料返還申請書

伊佐市長

様

年 月 日

| | | |
|------|--------------------|------|
| 申請者 | 住所 団体名 代表者氏名 | 電話番号 |
| 使用施設 | | 許可番号 |
| 使用日時 | | |

下記により使用料の還付を受けたいので、許可書を添えて申請します。

| | |
|----------|-----|
| 使用料還付の理由 | 還付率 |
| | |

| | |
|-------|---|
| 既納使用料 | 円 |
| 還付額 | 円 |

様式第1号(第2条、第4条関係)

(令3規則26・全改)

様式第2号(第3条関係)

(令3規則26・全改)

様式第3号(第5条関係)

(令4規則26・一部改正)